

Ⅲ 産業廃棄物について

調査対象となる場合	関連法令・省庁・協会	基準
産業廃棄物が出た場合	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (通称 産廃法)	金属等を含む産業廃棄物に係る 判定基準を定める省令
	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による大気汚染、 水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

産業廃棄物の中で、特定の有害物質等を基準値以上含むものは、
特別管理産業廃棄物となり特別な処理が求められます。

当社では、産業廃棄物が基準値以上の特定の有害物質等を含むか否かの分析を行っています。

金属を含む産業廃棄物に係る判定基準 (単位:mg/L)

種 別	埋立処分		海洋投入処分		海洋埋立処分	
	燃え殻 ばいじん 鉱さい	汚 泥	非水溶性の 無機性汚泥	廃酸及び 廃アルカリ	水底土砂	廃酸及び 廃アルカリ
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
水銀またはその化合物	0.005	0.0005	0.0005	0.025	0.005	0.005
カドミウムまたはその化合物	0.3	0.3	0.01	0.1	0.1	0.1
鉛またはその化合物	0.3	0.3	0.01	1	0.1	0.1
有機りん化合物	—	1	検出されないこと	1	1	1
六価クロム化合物	1.5	1.5	0.05	0.5	0.5	0.5
砒素またはその化合物	0.3	0.3	0.01	0.15	0.1	0.1
シアン化合物	—	1	検出されないこと	1	1	1
ポリ塩化ビフェニル	—	0.003	検出されないこと	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	—	0.3	0.003	0.3	0.3	0.3
テトラクロロエチレン	—	0.1	0.01	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	—	0.2	0.02	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	—	0.02	0.002	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	—	0.04	0.004	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	—	0.2	0.02	0.2	0.2	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4	0.04	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	—	3	1	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06	0.006	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	—	0.02	0.002	0.02	0.02	0.02
チウラム	—	0.06	0.006	0.06	0.06	0.06
シマジン	—	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
チオベンカルブ	—	0.2	0.02	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	—	0.1	0.01	0.1	0.1	0.1
セレンまたはその化合物	0.3	0.3	0.01	0.1	0.1	0.1
有機塩素化合物	—	—	1	4	40(mg/kg)	—
銅またはその化合物	—	—	0.14	10	10	—
亜鉛またはその化合物	—	—	0.8	20	20	—
ふっ化物	—	—	3	15	15	—
ベリリウムまたはその化合物	—	—	0.25	2.5	2.5	—
クロムまたはその化合物	—	—	0.2	2	2	—
ニッケルまたはその化合物	—	—	0.12	1.2	1.2	—
バナジウムまたはその化合物	—	—	0.15	1.5	1.5	—
フェノール類	—	—	0.2	20	—	—
* 含水率	—	85(%)	—	—	—	—
** 熱しやく減量	—	15(%)	—	—	—	—

備考:熱しやく減量は「腐敗物」についての基準であり、「汚泥」では有機性のものについて適用される。

油分を含むでい状物の取扱いについて:油分をおおむね5パーセント以上含むでい状物は汚いと廃油の混合物として取扱うこと。

関連登録資格	計量証明事業所登録 濃度第31号、土壤汚染対策法指定機関 第183号
関連資格者	環境計量士(濃度)
関連主要設備	ガスクロマトグラフ質量分析装置、ICP発光分析装置、原子吸光光度計、電気炉他

実績の一例

公共機関	一般企業
名古屋市:上下水道局	化学工業 土壤含有量分析 (鉛,六価クロム)
名古屋市環境局	窯業土石製品製造業 乾燥汚泥分析 (N,P,K,含水率)
安城市:環境保全課	不動産取引業 感染性廃棄物処理